

1. 令和2年度

納税義務者

- (1)特別区民税・都民税は当該相当年度の1月1日現在(令和2年度の場合は令和2年1月1日)に
 - ①世田谷区内に住所(生活の本拠をいう。民法第22条)を有する個人に対しては、均等割額及び所得割額が課税されます。
 - ②世田谷区内に事務所、事業所を有する個人で、世田谷区内に住所を有しない方に対しては、均等割額が課税されます。(地税第24条・第39条・第294条、都令第24条の2、第24条の7、区例第9条・第26条)
- (2)次の方は課税されません(以下の金額は令和2年度の場合です)。
 - ①当該相当年度の1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - ②当該相当年度の1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦または寡人に該当する方で前年の合計所得金額が125万円以下の場合
 - ③前年の合計所得金額が[35万円×(扶養親族等の数+1)+21万円]以下の方
 - ※扶養親族等には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含む。
 - また、扶養親族等がない場合は、上記算式で21万円を加算しない。
 - ④前年の総所得金額が[35万円×(扶養親族等の数+1)+32万円]以下の方は、所得割額が課税されません。
 - ※扶養親族等には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含む。
 - また、扶養親族等がない場合は、上記算式で32万円を加算しない。

税額の計算方法

総所得金額－所得控除合計額＝課税標準額
A－配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額＝所得割額
課税標準額×税率＝算出所得割額
算出所得割額－調整控除－税額控除＝A
(注)分離課税の計算方法については課税課にお問合わせください。

3. 所得金額

- (1)給与等に係る所得の金額は以下のとおりです。

給与収入金額の合計額	給与所得金額	給与収入金額の合計額	給与所得金額
650,999円以下	0円	※1,628,000円～1,799,999円	A×4×0.6
651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円	※1,800,000円～3,599,999円	A×4×0.7－180,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	※3,600,000円～6,599,999円	A×4×0.8－540,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～9,999,999円	収入金額×0.9－1,200,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円～	収入金額－2,200,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円		

※収入金額の区分(1,628,000円～6,599,999円)において、給与収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切捨てた算出額をAとします。

- (2)公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金・厚生年金基金等)に係る雑所得の金額は以下のとおりです。

65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)	65歳未満(昭和30年1月2日以後生まれ)		
年金収入額(B)	公的年金等に係る雑所得の金額	年金収入額(B)	公的年金等に係る雑所得の金額
1,200,000円以下	0円	700,000円以下	0円
1,200,001円～3,299,999円	B－1,200,000円	700,001円～1,299,999円	B－700,000円
3,300,000円～4,099,999円	B×0.75－375,000円	1,300,000円～4,099,999円	B×0.75－375,000円
4,100,000円～7,699,999円	B×0.85－785,000円	4,100,000円～7,699,999円	B×0.85－785,000円
7,700,000円以上	B×0.95－1,555,000円	7,700,000円以上	B×0.95－1,555,000円

5. 税 率

- (1)均等割額
特別区民税 3,500円
都民税 1,500円
- (2)所得割額
(特別区民税については、条件によって軽減される場合があります。)
次のア及びイにより算出します。

ア. 総合課税分

特 別 区 民 税	課税標準額	税 率	都 民 税	課税標準額	税 率
	一律	6％		一律	4％

※課税標準額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

イ. 分離課税分

	課税される所得の種類	特別区民税	都民税
	土地建物等の長期譲渡所得、土地建物等の短期譲渡所得(国・地方公共団体等への譲渡)、一般株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等	3％	2％
	上場株式等に係る譲渡所得、上場株式等の配当所得等	3％	2％
	土地、建物等の短期譲渡所得	5.4％	3.6％

6. 税額控除 ※以下(1)～(6)の順で控除します。

- (1)調整控除
所得税と住民税の人的控除額(扶養控除・基礎控除等)の差に基づく負担増を調整するため、特別区民税・算出所得割額と都民税・算出所得割額から次の額が控除されます。
【住民税の合計課税所得金額(課税総所得金額・課税山林所得金額・課税退職所得金額の合計額)が200万円以下の場合】
次の①と②のいずれか少ない金額の5％(特別区民税3％・都民税2％)
①所得税との人的控除差調整額の合計額
②住民税の合計課税所得金額
【住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合】
[人的控除差調整額の合計額－(住民税の合計課税所得金額－200万円)]の5％(特別区民税3％・都民税2％)。ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(特別区民税1,500円・都民税1,000円)となります。
- (2)配当控除
※申告分離の配当については適用がありません。

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都 民 税	特別区民税	都 民 税	特別区民税	都 民 税
	利益	配 当 等	1.6％	1.2％	0.8％	0.6％
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	外貨建等証券投資信託	0.8％	0.6％	0.4％	0.3％
			0.4％	0.3％	0.2％	0.15％

(3)住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額・課税山林所得金額及び課税退職所得金額の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合は、当該金額に)下欄の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年4月から令和3年12月までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として算出した金額
③前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
④前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

特別区民税	3／5	都民税	2／5
-------	-----	-----	-----

4. 所得控除額

(人的控除)
※「所得税との人的控除差調整額」は調整控除額や寄附金税額控除額の算定に使用します。

控除種類／配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額						
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		
	控除額()は所得税	所得税との人的控除差調整額	控除額()は所得税	所得税との人的控除差調整額	控除額()は所得税	所得税との人的控除差調整額	
配偶者控除	一般	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)	2万円
	老人(配偶者の生年月日が昭和25.1.1以前生まれの方)	38万円(48万円)	10万円	26万円(32万円)	6万円	13万円(16万円)	3万円
	380,001円～ 399,999円	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)	2万円
	400,000円～ 449,999円	33万円(38万円)	3万円	22万円(26万円)	2万円	11万円(13万円)	1万円
	450,000円～ 850,000円	33万円(38万円)	0円	22万円(26万円)	0円	11万円(13万円)	0円
配偶者特別控除	850,001円～ 900,000円	33万円(36万円)	0円	22万円(24万円)	0円	11万円(12万円)	0円
	900,001円～ 950,000円	31万円(31万円)	0円	21万円(21万円)	0円	11万円(11万円)	0円
	950,001円～1,000,000円	26万円(26万円)	0円	18万円(18万円)	0円	9万円(9万円)	0円
	1,000,001円～1,050,000円	21万円(21万円)	0円	14万円(14万円)	0円	7万円(7万円)	0円
	1,050,001円～1,100,000円	16万円(16万円)	0円	11万円(11万円)	0円	6万円(6万円)	0円
	1,100,001円～1,150,000円	11万円(11万円)	0円	8万円(8万円)	0円	4万円(4万円)	0円
	1,150,001円～1,200,000円	6万円(6万円)	0円	4万円(4万円)	0円	2万円(2万円)	0円
	1,200,001円～1,230,000円	3万円(3万円)	0円	2万円(2万円)	0円	1万円(1万円)	0円

控除種類	控除額()は所得税	所得税との人的控除額の差	
			扶養控除
一般(昭和25.1.2～平成9.1.1生まれ及び平成13.1.2～平成16.1.1生まれの方)	33万円(38万円)	5万円	
特定(平成9.1.2～平成13.1.1生まれの方)	45万円(63万円)	18万円	
老人(昭和25.1.1以前生まれの方)	38万円(48万円)	10万円	
同居老親(同居している直系尊属で老人扶養の対象になる方)	45万円(58万円)	13万円	

※平成16.1.2以後生まれの方は、扶養控除の対象になりません。

種類	控除額()は所得税額	所得税との人的控除差調整額
障害者控除(特別障害者の場合)	26万円(27万円)	1万円
(同居特別障害者の場合)	30万円(40万円)	10万円
(非同住特別障害者の場合)	53万円(75万円)	22万円
寡婦・寡夫控除 ※1	26万円(27万円)	1万円
(特別寡婦の場合)	30万円(35万円)	5万円
勤労学生控除	26万円(27万円)	1万円
基礎控除	33万円(38万円)	5万円

(4) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の特別区民税は6％、都民税は4％に相当する金額

- ① 都道府県、区市町村に対する寄附金
- ② 住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は世田谷区の条例で定めるもの

ただし、①のうち特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に【表1】の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の特別区民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額(所得割額の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額)を特例控除額として加算した金額

寄附金税額控除申告特例(ふるさと納税フンストップ特例)制度の適用がある場合は、上記の特例控除額を加算するほか、特例控除額に【表2】の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の特別区民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額

(5) 外国税額控除

外国に源泉がある所得については、その国の法令によって所得税・住民税が課せられるとき、国際間で二重課税を調整するため一定の方法により外国税額控除を行います。

- (6) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除
所得割額より控除しきれなかった配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除額は、充当または還付します。

- 7. **納付の方法**(地税第319条・第319条の2・第321条の7、区例第27条、第35条)
今まで特別徴収の方法(勤務先で6月から翌年5月まで毎月の給与より差し引く)で納めていた方が退職または転勤等で特別徴収できなくなった場合は、その徴収できなくなった税額を普通徴収の方法(同封の納付書を使用)で納めていただくことになります。

- 8. **納期**(地税第320条、区例第28条)
普通徴収の納期は、6月、8月、10月及び翌年の1月です。各納期の月末が納期限となります。

- 9. **減免申請について**(地税第323条、区例第36条)
減免を受けようとする方は、納期限までに世田谷区長に減免申請書を提出しなければなりません。

10. 記載事項に不服がある場合(地税第19条)

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として(世田谷区長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(人的控除以外)

種類	控 除 額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損害額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の10％ ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	通常 医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5％のいずれか低い金額)【限度額200万円】 特例 特定一般用医薬品等購入費の実質負担額－12,000円【限度額88,000円】
社会保険料控除	支払った社会保険料全額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金全額

支払った保険料の区分		計算の適用表		控除適用限度額	
一般生命保険料	個人	「新契約」のみ	表A	28,000円	70,000円
		「旧契約」のみ	表B		
	「新契約」と「旧契約」の両方	①②③のうち、控除額が最大なるもの	①表A(「新契約」のみで控除額を計算)	28,000円	
			②表B(「旧契約」のみで控除額を計算)	35,000円	
介護医療料	「新契約」※「旧契約」なし	表A		28,000円	
		表A			

表A	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(「新契約」)に係る生命保険料控除の計算式		
表B	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(「旧契約」)に係る生命保険料控除の計算式		
支払保険料の合計額	控除額	支払保険料の合計額	控除額
12,000円以下	支払保険料全額	15,000円以下	支払保険料全額
12,001円～32,000円	(支払保険料)÷ 2 + 6,000円	15,001円～40,000円	(支払保険料)÷ 2 + 7,500円
32,001円～56,000円	(支払保険料)÷ 4 + 14,000円	40,001円～70,000円	(支払保険料)÷ 4 + 17,500円
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円

種類	支払保険料の合計額	控除額
地震保険料	50,000円以下	(支払保険料)÷ 2
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料全額
	5,001円～15,000円	(支払保険料)÷ 2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円

※地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある方は、上表により個別に計算し、その合計額を控除額とします。(限度額25,000円)

11. 納期限までに納付されなかった場合の措置(地税第20条の4の2・第41条・第326条、区例第8条・付則第2条の2)

- (1) この税金を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その税額(1,000円未満の端数は切捨て)に年14.6％を上限として特例基準割合※3に年7.3％の割合を加算した割合(納期限の翌日から1箇月を経過する日までは、年7.3％を上限として特例基準割合に年1％の割合を加算した割合)で計算した金額(100円未満の端数は切捨て)に相当する延滞金か加算されます。ただし、税額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。
※3 特例基準割合・・・各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合。
- (2) 納期限までにこの税金を完納しない場合督促状を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には財産等の調査・処分を行う場合があります。

【本文中の「地税」は「地方税法」、「都例」は「東京都税条例」、「区例」は「世田谷区特別区税条例」を示します】

お問い合わせ先

税率・税額については……………世田谷区役所 課税課 (お住まいの地域の担当係)

お住まいの地域			
	池尻(1～3丁目、4丁目1～32番)、上馬、経堂、駒沢(1～2丁目)、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、苅巻、野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻(4丁目33～39番)、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北鳥山、給田、駒沢(3～5丁目)、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、八幡山、調布、東玉川、深沢、南鳥山、用賀
担当係電話番号	課税第1係 TEL 03 (5432) 2169	課税第2係 TEL 03 (5432) 2174	課税第3係 TEL 03 (5432) 2184
FAX番号	FAX 03 (5432) 3037		

納付・納税相談等については……………世田谷区役所 納税課 納税相談係 TEL 03(5432)2208
口座振替については……………世田谷区役所 納税課 収納・税証明係 TEL 03(5432)2197
納税課共通 FAX 03(5432)3012

◎多く寄せられる質問等につきましては、世田谷区のホームページ上に掲載しています。
世田谷区ホームページ (https://www.city.setagaya.lg.jp/) のTOP画面の「問合せ・よくある質問」からご確認いただけます。

<p>普通徴収分の納付には、口座振替、コンビニエンスストアでの納付のほか、モバイルレジ(スマートフォン等による納付)またはインターネット上でのクレジット納付もご利用いただけます。詳しいご利用方法は納付書裏面をご覧ください。</p>

◎地方税法の改正等により、一部変更される場合があります。